

日本の相続法における遺産分割当事者に関する研究

餅 川 正 雄*

概 要

本研究では、最初に、遺産分割制度の3つの理念と4つの前提について考察した。遺産分割の理念としては、「公平」・「自由」・「安定」の三つがある。そして、遺産分割を実行するためには、次の4つの前提（premise）が確定していなければならない。遺産分割の第1前提として、「遺産分割の当事者が確定していること」が必要である。第2前提として、遺産分割の対象となる「相続財産の範囲が確定していること」が必要となる。第3前提として「遺言書の有無を確認していること」である。第4前提として、遺産分割の基準となる「各相続人の具体的相続分率が確定していること」である。

本論では、この4つの前提のうち、第1前提の遺産分割の当事者の確定に焦点を当てて、次の5つの問題について検討を加えた。

第1に、「遺産分割の当事者は、法定相続人だけなのか？」を考察した。遺産分割の協議に参加する当事者は、法定相続人だけではなく、共同相続人に準ずる当事者として、被相続人の書いた「遺言」によって遺産を贈与されるいわゆる受遺者（＝割合的包括受遺者）や相続権の譲受者なども含まれることを明らかにした。

第2に、「包括遺贈と特定遺贈の長所・短所は何か？」について考察した。「遺贈」とは、遺言書を書くことによって、相続財産を法定相続人以外にも与えることである。包括遺贈は、財産構成が変化しても対応できるという長所があるが、権利だけでなく義務（借金の返済義務）も課すことになるという短所がある。特定遺贈の長所は、借金などのマイナスの財産を引き継がないことであるが、短所は財産構成の変化に対応できないということにある。ただし、本研究では、遺言方式等についての詳しい内容の考察は割愛した。

第3に、「遺産分割協議が不調に終わった場合にどうなるのか？」を考察した。多くの相続では、当事者間で遺産分割の話し合いが成立するため、争いは発生しない。相続人間で分割内容の合意が成立しなかった場合は、家庭裁判所での「調停」ということになる。多くの相続争いはこの調停によって解決する。それゆえに、それ以降のことは国民にとって関心が薄いと言える。本研究では、この調停で解決しなかった場合には、自動的に「審判」手続きとなることや、その審判に不服があるときには、高等裁判所での「審理」で最終決着するため、相続争いは、最高裁判所に持ち込まれることはないことを明らかにした。

第4に、「相続人の選択権の保障はどうなっているのか？」を考察した。具体的には、相続の承認と相続放棄の区分について検討した。相続人が遺産を相続するか放棄するかを選択権は、3か月の熟慮期間が設定されている。筆者は、この熟慮期間は現実の相続を想定するならば、12か月程度に伸ばすべきだと考えている。

第5に、「相続人の存否が不明のときはどうするのか？」という問題について考察した。相続人を探索しながら、同時に相続財産を管理清算する手続きを進めるために、相続財産を法人と擬制し、家庭裁判所は利害関係人又は検察官の請求によって、そこに「相続財産管理人」を選任し（民法第952条）、相続人が出てくれば相続人に承継させることになっているが、相続人や特別縁故者がいない場合、最終的に国庫に帰属することを整理した。

キーワード：遺産分割の理念、遺産分割当事者、限定承認、熟慮期間、特別縁故者

* 広島経済大学経済学部教授

目 次

1. はじめに
 - 1.1 問題意識
 - 1.2 研究の前提
 - 1.3 筆者の立場
2. 遺産分割の理念についての考察
 - 2.1 民主主義の私法原理
 - 2.2 遺産分割の3つの理念についての考察
 - 2.2.1 「公平」……相続人の間の公平性を確保する
 - 2.2.2 「自由」……相続人の自由意志を尊重する
 - 2.2.3 「安定」……遺産分割の安定性を確保する
 - 2.2.4 筆者の見解
3. 遺産分割の前提についての考察
 - 3.1 遺産分割を実行するための4つの前提
 - 3.2 相続当事者の確定
 - 3.3 筆者の見解
4. 相続の開始から遺産分割の終了までの流れ
 - 4.1 「遺言書」の有無と遺産分割の指定の有無を確認
 - 4.2 当事者全員の合意に基づく「遺産分割協議書」の作成
 - 4.3 家庭裁判所での遺産分割調停の手続き
 - 4.3.1 調停委員2名が調停室で双方の言い分を聞いて調整
 - 4.3.2 調停委員は独立した公平な立場で客観的に判断
 - 4.4 家庭裁判所での審判手続きは訴訟と同じようなもの
 - 4.5 高等裁判所での審理
 - 4.6 「司法統計」から見るえてくる相続争いの現実
 - 4.7 筆者の見解
5. 遺産分割当事者の確定についての考察
 - 5.1 共同相続人とは法定相続人のこと
 - 5.2 相続人に準ずる当事者の存在確認
 - 5.3 その他の当事者
 - 5.4 筆者の見解
6. 包括遺贈についての考察
 - 6.1 包括遺贈の長所としての財産構成の変化対応性
 - 6.2 包括遺贈の短所としての負債の継承
 - 6.3 配偶者と一親等の血族以外は相続税額の2割加算
 - 6.4 筆者の見解

7. 特定遺贈についての考察
 - 7.1 特定遺贈の長所としての負債の不継承
 - 7.2 特定遺贈の短所としての財産構成変化への対応力の弱さ
 - 7.3 筆者の見解
8. 当然相続主義と相続人の選択権の保障についての考察
 - 8.1 民法で当然相続主義が採用されている理由
 - 8.2 相続人の選択権を保障する理由
 - 8.3 相続人の選択権は3か月の熟慮期間内に行使
 - 8.3.1 原則としての「単純承認」は意思表示不要
 - 8.3.2 相続人全員が共同して選択する「限定承認」
 - 8.3.3 相続の効果が遡及的に消滅する「相続放棄」
 - 8.4 限定承認の申し立て
 - 8.5 相続放棄と相続分の譲渡の違い
 - 8.6 筆者の見解
9. 相続人の不存在と相続財産法人についての考察
 - 9.1 相続人が存否不明の場合の相続財産の管理・清算
 - 9.2 相続財産法人の成立と相続財産管理人
 - 9.3 筆者の見解
10. おわりに

1. はじめに

相続の論理的根拠の背景には「血の連続 (continuation of blood)」という思想がある。相続の根拠として、血の繋がりの故に (because of blood ties) という考え方を否定することはできない。最も古い相続の形態は、祭祀相続 (ritual inheritance) であると言われており、祖先祭祀 (ancestor ritual) の「地位」が血の連続という法則の下に継承されていた。やがて、それはこの「地位」に氏名、財産、社会的地位が加わってきて、近代法の相続へと展開していった訳である。本論の対象としている相続法がもつ基本的な機能はどこにあるのだろうか。それは、私的所有関係の継続 (continuation of private ownership relationship) である。仮に相続法による保障がなかったとしたらどうなる

のかを考えてみれば分かり易い。相続法による保障がなければ、我々は自己の財産に終身の用益権もしくは使用権 (lifetime beneficial right or right of use) を有するだけということになる。そうなると、私的所有権は、死亡とともに消滅することになる。その結果、私的所有権を承認しただけでは、所有権が一定の人格に移転する保障はないことになる。そこで、社会の所有関係を変更しないで存続させるためには、それを保障する「相続法 (inheritance law)」が必要となる訳である。相続法によってはじめて、私的所有権は終身の用益権よりも大きく、より強い権利とすることができる (遠藤浩, 1980, p. 6)。

筆者は、相続の本質的な根拠は「血の連続」であり、具体的には「被相続人の意思 (intention of the dead)」が中核になると考えている。つまり、「一定の範囲の親族に財産を承継させたい (I would like to transfer assets to relatives of a certain extent)」という被相続人の意思が相続の根拠ということである。それでは、なぜ被相続人は死後に財産を遺して親族に分配したいと望むのかという疑問が発生する。この疑問に答えるには、人々は自己の遺伝子 (self gene) の生存 (survival) を助けたいと望んでいるという「ダーウィニズム (Darwinism)」の考え方が説得的であると考えられる。親は子どもたちのために (自分の死後も) 幸福に暮らしていけるように財産を遺すということである¹⁾。

他方、遺産を継承する相続人の側から見れば、

「遺産相続の期待 (expectation of heritage inheritance)」ということになる。遺産相続の期待というのは、生前の協力による「潜在的持分の清算 (liquidation of potential interests)」と「遺産による生活の保障 (security of living by heritage)」の二つであり、これが相続の社会的根拠と言える。

1.1 問題意識

相続の問題を考察する際には、「現実の相続 (inheritance of reality)」を前提として検討する必要がある。しかし、現実の相続は、多種多様でありそれをすべて仔細に考察することは極めて困難なことであると認識している。相続の実態は、家族の種類によって非常に多様なものである。なぜならば、現実の家族は、その構成員の数だけでなく、年齢・性別・職業・人間関係が異なるからである。それだけでなく、家族意識や家族集団の機能などもあって極めて多様な存在の仕方をしているとも言える。相続の仕方を左右する現実の諸因子 (factors) は、民法 (相続法) という法的なものだけではない。その他の「生活上の諸因子 (various factors on the life)」というものがあり、それが法的因子 (legal factor) よりも強く、決定的な影響力 (decisive influence) をもっていると言える。その生活上の諸因子とは、具体的には、次の表1に示したとおり、相続当事者の職業・収入や資産保有状況などの (1) 経済的な諸条件 (economic conditions), (2) 老親の扶養分担 (old parent's share of support), (3) 親族間の人間

表1 相続の仕方を左右する生活上の諸因子

(1) 経済的な諸条件 (各相続人の職業・収入や資産保有状況や生活レベルは?)
(2) 老親の扶養分担 (相続人の中で誰が被相続人を扶養・同居していたのか?)
(3) 親族間の人間関係 (相続人間の日頃の交流関係の濃淡はどうだったのか?)
(4) 地方の相続慣習 (その地方における一般的な相続形態はどのようなものか?)

* 武井正臣, 1980, p. 15を参考にして筆者作成

関係 (human relations among relatives), (4) 在住する地方の相続慣習 (local inheritance practice of living) などがある。

親族間で合意が成立し円満な遺産分割 (harmonious heritage division) を実行しようとするならば、これらの生活上の諸因子について、度外視することは賢明ではないと言えよう。なぜならば、これらの諸因子を十分に考慮しなければ、誰もが納得できる遺産分割はできないため、遺産分割協議による全員の合意 (all of agreement) は成立し難いからである。筆者は、現実の相続は、民法 (相続法) の規定にのみ依拠して行われるのではないということを指摘しておきたい。むしろ多くの実際の相続は相続法に関係なく (これを無視して)、生活上の諸々の因子の影響を受けて行われていると言える。換言すれば、個々の遺産分割問題は単純に法律の規定に沿って解決できる性質のものではなく、いわゆる複雑系 (complex systems) の様相を呈しているとも言える。そうであるがゆえに、相続争い (inheritance dispute) が生起することも稀ではなく、その解決方法も最終的な遺産分割の結論も区々となる訳である。

なぜ、そうなるのかと言えば、民法が相続について、相続人 (当事者) に大幅な選択の余地 (可能性) を与えており、弾力的な構造 (resilient structure) をもたせているためである。逆に言えば、相続の方法については、法的因子以外の生活上の諸因子による決定がし易くなっているということでもある。我が国では、相続法における法定相続規定の概要は、国民にとって常識化 (common sense) しており、相続法規に疎い (無知である) ために相続できないということは、殆ど皆無と言ってもよいかもしれない (武井正臣, 1980, pp. 16-18)。

例えば、サラリーマン (勤労者) 家族 (worker's family) の相続のことを考えてみれば分かり易い。遺産の種類は、平均的に「持家

(居住用の宅地と建物)」と「預貯金」の二種類であろう。古くからの相続のモデルは、子の一人 (長男) が親と同居して、被相続人 (父) 及び生存配偶者 (母) を扶養し、その代わりに宅地と建物を相続する。その他の相続人 (次男など) は、相続を放棄するというので、内部調整 (internal adjustment) をするというケースである。しかし、現在の相続は、変化している。子の一人が老親と同居して扶養するというケースが少なくなっているということである。そうになると、老親 (old parents) の扶養と遺産の相続は切り離して考える必要がある。被相続人の遺産は、その財産と収入に依存して生活していた者 (通常は妻と未成年子) に優先配分権 (preferred allocation rights) を認めなければ生活できなくなるため、妻が相続する必要がある。現実の問題として、宅地・建物は妻が今後も居住する住居であるため、法定相続 (statutory inheritance) に忠実に沿って、それを売却して代価を分割するような訳にはいかない。現行の相続法では、相続財産の二分の一を生存配偶者 (妻) が相続し、二分の一を子が相続することになっている。そもそも、妻と成年独立した子とを同列においた法定相続制度 (statutory inheritance system) に、現実の相続と相続法の規定との間に乖離が存在すると言えなくもない。

1.2 研究の前提

本研究は、我が国の現行民法における相続法の規定と相続税法の規定を前提とする。周知のとおり我が国では、2015 (平成27) 年から相続税非課税枠 (inheritance tax exemption) が大幅に縮減されている。これは、相続税は富裕層に対する課税ではなく、一般国民の所有財産に対する課税強化 (増税) に他ならない。第一義的には財政赤字 (budget deficit) に喘ぐ日本政府の財源拡充が主目的であることは明らかであ

る。それとは別に第二義的（副次的）な目的がある。それは社会内における「富の偏在（uneven distribution of wealth）」が世代を超えて拡大することを喰い止める効果が期待されているということである（佐々木暉，2017）。これは、富が偏在している状況を「結果の不平等（as a result inequality）」として捉え、それが一定の限度を超えた場合には望ましくない、つまり「悪いこと」という共通理解が前提になっている。しかし、本研究の主題である遺産分割に焦点を合わせるならば、被相続人（故人）の間の平等ではなく、遺産を引き継ぐ相続人の間における平等の方がより重要である。なぜならば、仮に相続人のうち特定の一人が巨万の富を継承し、他の者は相続財産が全くないとするならば、極めて不平等だと言えるからである。

財務省の H.P. で、相続税の課税件数割合や負担割合等を公表している。それを閲覧すると、2015（平成27）年の相続税の課税件数割合は8.0%、負担割合は12.4%となっていることが分かる。また、平成27年から基礎控除（basic deduction）の水準が引き下げられたため、課税件数割合が改正前と比較して約2倍に増えていることも明らかになっている。相続税の税収は、1993（平成5）年の約3兆円をピークとして減少の一途であったが、2015（平成27）年以降は2兆円程度となっている。

相続税の基礎控除は、バブル期の地価の高騰等に伴い引き上げられてきた。しかし、その後の地価の下落にもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれていた。また、相続税の税率構造（tax rate structure）は緩和されてきたため、相続税の負担は大幅に緩和され、その資産再分配機能（asset redistribution function）は低下していた。以上の状況を踏まえ、2013（平成25）年度の改正において、資産再分配機能（asset redistribution function）を回復させるため、基礎控除の引下げと税率構造の見直しが行

われ、2015（平成27）年1月から実施された。具体的には、2015（平成27）年の相続税法の改正（基礎控除が5,000万円から3,000万円に、法定相続人1人当たり1,000万円の控除が600万円に、それぞれ40%減額された）によって、これまで以上に相続税の納税義務者が増加している。そのため、一般の国民も無関心ではいられなくなったと言える²⁾。

1.3 筆者の立場

筆者は、日本の相続法における遺産分割制度に焦点を当て、それが分配的正義に適切なのかどうかを検討する。この「分配的正義（distributive justice）」は、「分配的公正」と言い換えてもよい。公正（fairness）は、公平（equity）や平等（equality）とは違った概念である。公平とは配分に対するある比較基準（公平性基準：fairness criteria）からみて、個々の配分を他に移転することが正当化されない性質である。平等とは、配分の結果が物理的な量（金額）の面で等しいことである。そして「公正」とは、公平性基準が社会的正義（justice）に適切かどうかという問題である（木谷忍，1997，p. 2）。

我々は日常生活において自分が公平に扱われないと不満を抱く訳であり、これは遺産分割の場面だけに限らない。本研究のテーマである遺産分割は相続人の取り分を決定する利害調整であるがゆえに、遺産分割協議で全員の合意を形成することは極めて難しいことである。不満を抱く相続人がいた場合にどうするのかという手続きの問題についても、それが正義に適ったものでなければならない。すべての国民を、どうすれば公平に扱うことができるのかと考えるときの判断基準（judgment criteria）となるものが「正義」である³⁾。

2. 遺産分割の理念についての考察

2.1 民主主義の私法原理

民法第1条第1項で「私権 (private right) は、公共の福祉に適合しなければならない (private rights must conform to public welfare)」と規定している。これは、民主主義 (democracy) においては「公共の福祉 (public welfare)」が永遠の目的 (eternal purpose) であることを示していると言える⁴⁾。つまり、図1に示したとおり公共の福祉が目的 (goal) であり、自由と平等はその目的を達成するための手段 (means) ということである (我妻栄, 1970, p. 3)。

遺産分割は、相続実務の中では最も中心的な問題であると言える。なぜならば、最終的に「誰が何をどれだけ相続するのか? (Who is what much to inheritance?)」という問題だからである。遺産分割とは、遺産共有を解消し、各共同相続人の中で個々の相続財産を配分し、その帰属先を決定することである。民法は、相続は被相続人 (故人) から相続人への直接継承であるという建前を貫徹するために、遺産分割に「遡及効 (retroactive effect)」を認めている。そのため、遺産分割については、現実に存在する遺産共有 (強制的共有) と、遡及効による直

接継承という擬制 (fiction) との間で議論の多い分野である。因みに民法907条1項において、共同相続人は相続開始後いつでも遺産分割をすることができる規定されている。

2.2 遺産分割の3つの理念についての考察

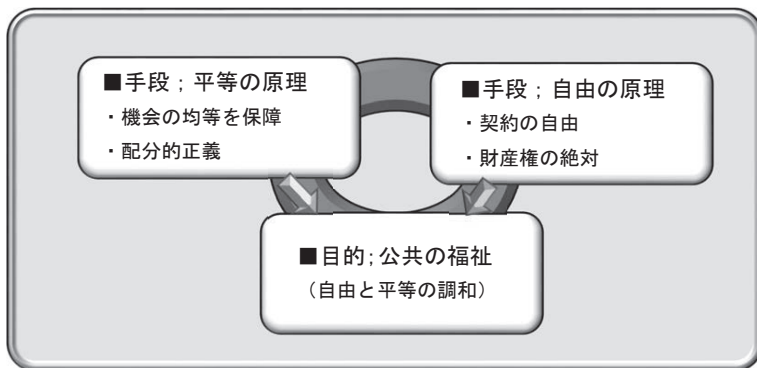
2.2.1 「公平」……相続人への公平性を確保する

ここでは、遺産分割の「理念」について考察する。分割の理念として第1に考えられるのは、「公平 (equity)」ということである。具体的には、「相続人への公平性を確保すること (to ensure the fairness between the heirs)」である。公平に分割すると言っても、実際の共同相続人の状況は様々であるため、それを実現することは容易なことではない。これについては、民法第906条の規定「遺産分割の指針 (guidelines for division of heritage)」がある。遺産分割の際には、表2示した様々な事情を考慮することが求められている。

表2 遺産分割の指針

- | | |
|---|------------|
| ① | 遺産の種類, 性質 |
| ② | 各相続人の年齢・職業 |
| ③ | 各相続人の心身の状態 |
| ④ | 各相続人の生活状況 |
| ⑤ | その他一切の事情 |

*筆者作成



*我妻栄, 1970, pp. 3-49を基に筆者作成

図1 民主主義の私法原理

民法第906条の趣旨は、各相続人のそれぞれの実情に応じてきめ細かな配慮をして、その相続人にふさわしい財産が配分されるように分割すべきということである（内田貴，2011，p. 415）。

◆民法第906条 遺産の分割の基準

遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

2.2.2 「自由」……相続人の自由意志を尊重する

遺産分割の第2の理念は、「相続人の自由意志を尊重すること（respect the heirs' free will）」である。これは、相続人の意志は、被相続人の意志である『遺言（testament）』や民法の法定相続分の規定よりも優先するということである。すべての相続人が遺産分割協議において合意すれば、どのような分割も認められる訳である。「法は家庭に入らず」（law does not enter household；家族間のことは家族間のルールに任せ、むやみに法を適用すべきではない）という理念から、遺産分割を行う場合、まずは、当事者間での話し合い、すなわち、遺産分割協

議（discussion on division of heritage）を行うべきであると定められている。それゆえに、遺産分割には贈与的な要素（gift elements）が含まれているということになる。後述する分割の安定性（stability of division）を破ることになるが、再度（やり直し）の遺産分割は可能である。それは、相続人の意志の尊重が優先されるからである。

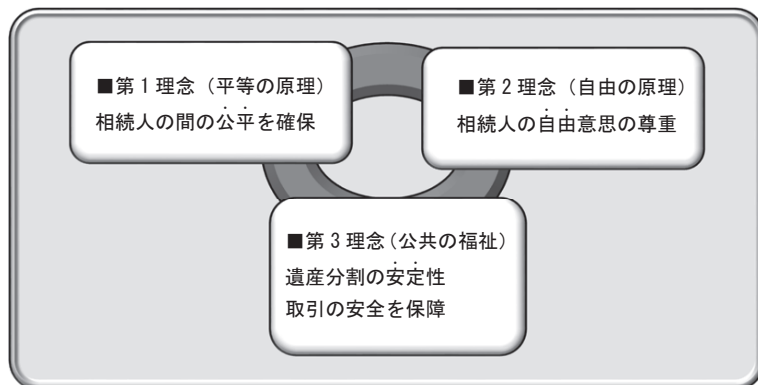
2.2.3 「安定」……遺産分割の安定性を確保する

遺産分割の第3の理念は、「分割の安定性を図ること（stabilizing the division of heritage）」である。仮に遺産分割が終了してから、遺産分割の在り方を巡って争うようなことがあれば、相続の趣旨を達成することはできない。また、相続人の生活保障等も不安定なものとなる。第三者との関係では、取引の安全（transaction safety）を脅かすことになる。そこで、遺産分割のやり直しを避けるという考慮が働かなければならない。

以上の遺産分割の3つの理念を図で示すならば、次の図2のようになる。

2.2.4 筆者の見解

筆者は、遺産分割においては「法の正義」の観点から、第1理念の「平等の原理」が最も重要であると考えている。相続人の間の公平性が



*内田貴，2011，pp. 415–416を基に筆者作成

図2 遺産分割の3つの理念

守られなければ、全員の合意は成立しないからである。民法第906条の規定があり、遺産分割の際には、様々な事情を考慮することが求められているが、現実の遺産分割協議の場面ではそれが叶えられているとは限らないため、後述するとおり家庭裁判所での調停等が必要になる。その調停の場面で、調停委員が公平な立場でそれぞれの主張を聴いた上で、調整がなされて公平性が実現するものと認識している。

3. 遺産分割の前提についての考察

3.1 遺産分割を実行するための4つの前提

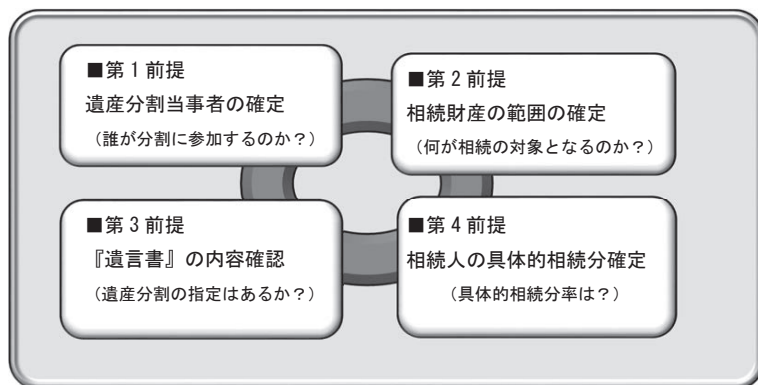
遺産分割を実行するためには、次の図3に示した4つの前提 (premise) が確定していなければならない。第1前提として、「遺産分割の当事者が確定していること (those involved in the division of legacy have been confirmed)」が必要である。これは誰と誰が遺産分割 (協議) に参加するのかということである。第2前提として遺産分割の対象となる「相続財産の範囲が確定していること (that the scope of heritage has been determined)」である。第3前提として「遺言書の有無を確認していること (that you have to confirm the presence or absence of a last will and testament)」である⁵⁾。第4前提として、遺産分割の基準となる「各相続人の具

体的相続分率が確定していること (that each heir concrete inheritance fraction of has been determined)」である。これは、誰がどれだけの財産を相続するのかという割合のことである。特別受益や寄与分がある場合には、これらを考慮して具体的相続分率を決めることになる。

本論では、遺産分割の4つの前提のうち、第1前提の「遺産分割当事者の確定」に焦点を当てて考究する。ただし、この問題には『遺言書』の有無と、その遺言書の内容として遺産分割の指定の有無が関係するため、第3前提の『遺言書』の内容確認についても考察対象に含める。第2前提の相続財産と第4前提の具体的相続分については、別の機会に検討することとする。

3.2 相続当事者の確定

相続当事者の確定は、後で詳しく考察するが、端的に述べれば「戸籍の収集」を行って、「誰が相続人なのか？」ということを確認させることである。これは「遺産分割協議」の当事者が誰になるのかを判断するために必ず行う必要がある。この「相続人の確定」を疎かにすると、相続人を漏らして、遺産分割協議そのものが無効になる恐れがある。公正証書遺言で相続手続きを行う場合において、「遺言執行者」が選任されているときは、遺言執行者が相続人全員に



*筆者作成

図3 遺産分割が実行されるための4つの前提

対して財産目録の交付義務があるため、遺言執行の前提として、「相続人の確定作業（＝戸籍の収集）」が必要不可欠になる。

3.3 筆者の見解

現実の相続事例を考えてみたい。夫婦に子がいない場合で、夫が亡くなった時、相続人となる者は、（夫の父母がすでに亡くなっていれば）遺された配偶者（妻）と亡くなった夫の兄弟姉妹である。被相続人の兄弟姉妹が先死していれば、代襲相続によって甥・姪が相続人になる。その甥姪の立場から考えると、同じ相続人である伯父・叔母は、「今まで一度も会った事がない人」とか「非常に疎遠になっている人」という認識であろう。このような人達が被相続人の相続財産について話し合うこと（又は文書で連絡すること）は、容易ではない。そのような場合、甥姪が非協力的な態度をとり、相続手続きが全く進まなくなり、不動産の登記や預貯金の名義書換ができないという問題が起きる。また、法律上の権利を主張してくることも考えられる。各相続人が、甥・姪の相続分に相当する金銭を用意できるのであれば話し合いがまとまり易いが、そうでなければ話し合いが長期間に渡って難航する恐れがある。このような事態にならないよう『遺言書』を書くことが望ましい。

4. 相続の開始から遺産分割の終了までの流れ

4.1 『遺言書』の有無と遺産分割の指定の有無を確認

最初に、相続の開始から遺産分割の終了までの流れを整理しておきたい。まず、個人の死亡によって、相続が開始される。被相続人が『遺言書』を書いている場合と、書いていない場合で流れが二つに分かれる。遺言書がある場合には、遺言書の内容として遺産分割の指定の有無を確認する。遺産分割の指定がある場合には、

その指定に従って遺産を分割する場合には、遺産分割協議が不要となる。遺言書があっても相続分の指定しかしていない場合、あるいは、相続人全員が遺言書の内容に不服を申し立てているとか、遺言書から洩れている財産がある場合には、共同相続人全員による遺産分割協議で決めることになる。その際、ある人の取得分をゼロとする旨の遺産分割協議も有効とされている。

4.2 当事者全員の合意に基づく「遺産分割協議書」の作成

『遺言書』に遺産分割の指定が無い場合や、指定に従わない場合には、遺産分割協議が必要となる。遺産分割協議（当事者全員による話し合い）によって、分割内容の合意が得られたならば、「遺産分割協議書」を作成して、遺産分割が終了する。分割協議が不調（不成立）に終わった場合には、家庭裁判所での「調停」ということになる。以下、この調停はどのようなものかを考察しておきたい。

4.3 家庭裁判所での遺産分割調停の手続き

4.3.1 調停委員2名が調停室で双方の言い分を聞いて調整

家庭裁判所の遺産分割調停手続とは、被相続人の遺産としてどのようなものがあるか、それを相続人の間でどのように分けるかについて、家事審判官（裁判官）と調停委員で組織される調停委員会（mediation committee）が、中立公正（neutral fairness）な立場で、申立人、相手方それぞれから言い分を平等に聞いて調整に努め、時には具体的な解決策（specific solutions）を提案するなどして、話し合いで円満に解決（amicable solution）できるよう斡旋（mediation）する手続である⁶⁾。

4.3.2 調停委員は独立した公平な立場で客観的に判断

相続に関する争いは、相続人間の意思疎通が

不足していたり、何らかの感情的な対立 (emotional confrontation) があつたりということが原因であることが多い。このような場合、調停手続の中で話し合うことにより、互いに相手の立場を理解し、公平で納得できる結論を導き出すことが可能である。調停は、訴訟 (裁判) のように公開の法廷 (open court) で争うものではなく、非公開の部屋 (private room) で行われ、秘密が第三者に漏れるようなことはない。また、家庭裁判所は、申立人や相手方から独立した公平な立場 (independent fair position) で手続を進め、どちらか一方の味方をするのではない。調停委員は、それぞれの相続人の主張を聞き、客観的な立場 (objective position) で判断していく。そのため、遺産分割協議でまとまらなかった話し合いもスムーズに解決できることがほとんどである⁷⁾。話し合いによって、合意が得られたならば調停調書 (mediation record) が作成されて遺産分割が終了する。

4.4 家庭裁判所での審判手続きは訴訟と同じようなもの

相続人との話し合いができないとか、全員の合意が得られないなど、調停での解決が困難な状況に至った場合には、家庭裁判所は引き続き事件を「審判 (judgment)」手続に移し、法律に従って裁判所としての判断を示すことになる。つまり、話し合いがまとまらず調停が不成立となった場合には自動的に審判手続が開始されるという流れになる訳である。

遺産分割審判 (judgment on division of heritage) は、遺産分割協議や調停のような話し合いの手続き (procedure of discussion) ではなく、相続人らがそれぞれ自分の主張を戦わせる争いの手続きであり、訴訟 (litigation) と同じようなものである。遺産分割審判の期日では、基本的に話し合いではなく、当事者が主張と立証 (claim and proof) を展開するというこ

ある⁸⁾。遺産分割審判において、相続人らによる主張と立証が尽くされたら、審判官 (裁判官) が審判を下す⁹⁾。審判が確定したならば、「審判書」が作成されて遺産分割が終了する。

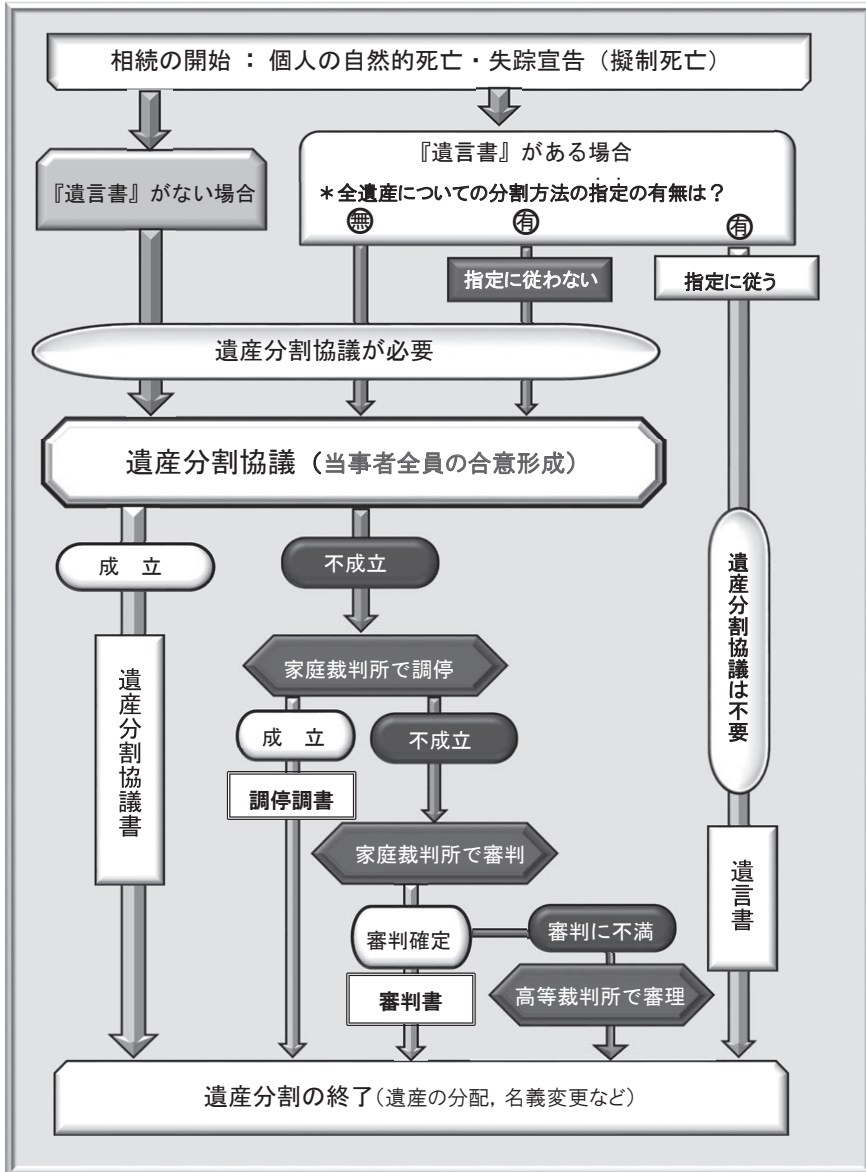
4.5 高等裁判所での審理

上記の家庭裁判所の審判に不服がある場合には、高等裁判所で審理 (trial in the High Court) することになる。遺産分割審判の決定内容に不服がある場合には、「即時抗告 (immediate appeal)」という不服申立 (appeal) をすることができる。即時抗告をする場合には、高等裁判所宛の即時抗告申立書を作成して、家庭裁判所に提出する。このとき、原審の審判書を受け取ってから14日以内 (家庭裁判所必着) に抗告申立をしなければならない。即時抗告申立書を提出すると、高等裁判所の担当部から、即時抗告事件についての連絡がある。抗告審 (appeal trial) でも、追加の主張書面や証拠などを提出して、最終的に高等裁判所によって決定を出してもらうことになる。高等裁判所が決定する場合も、原審と同様、法律論 (legal theory) に従った内容になる。(即時抗告審で和解することも可能である。) なお¹⁰⁾、遺産分割の流れは通常はここまでであり、最高裁判所で訴訟 (裁判) を行うことはできない。

相続の開始から遺産分割の終了までの流れを図で示すと、図4のようになる。

4.6 「司法統計」から見るえてくる相続争いの現実

最高裁判所が発表している「司法統計」によると、相続争いの当事者の数は、「3人」が一番多く、「2人」・「4人」を加えると全体の7割近くになる。統計上、多くの場合が2~3人の相続人間で時間と費用と労力を費やして争われている姿が見えてくる。遺産の総額はどの程度だろうか。司法統計によれば「5千万円以下」



*筆者作成

図4 相続の開始から遺産分割の終了まで

が最も多く、そのうち「1千万円以下」が全体の3分の1となっている¹¹⁾。

4.7 筆者の見解

我が国において相続問題は、家庭内のプライベートな問題として、裁判所に持ち込むことなく（民法の諸規定は度外視して）賢く円満に処

理してきた筈である。親が子どもを育てる過程で、折に触れて相続（遺産分割）についての考え方を話してきた。子どもは、その親の考え方を理解し納得してきたからこそ、父親が亡くなったときに相続争いが発生することが少なかったとも言える。なぜ、相続争いが発生するのだろうか。筆者は、家族の絆が弱くなってき

たことが主たる原因だと認識している。夫婦の関係、親子関係や兄弟姉妹の関係などが、変化してきているということである¹²⁾。

相続財産の額が5千万円以下というケースであれば、遺産の中に占める不動産の割合が高いということが要因の一つだと考えられる。不動産を均等に分割するのは難しいということである。土地や建物を売却して現金に換えることも可能であるが、長年住み慣れた実家を手放すことに抵抗を感じる人が多いため、容易に実行することはできない。また共有名義にした場合であっても、その扱いを巡って意見の相違が発生することがある¹³⁾。

核家族化による兄弟姉妹の価値観の相違や経済格差、社会全体の高齢化に伴って老親の介護負担の問題などを背景に、相続に付随する諸問題が増えているため、今後もますます当事者だけの話し合いでは解決できず裁判所に持ち込まれるケースは増えてくると予想できる¹⁴⁾。しかし、最終的な結果をみると実際に調停が成立するのは、6割未満である(平成27年度)。遺産分割の当事者が、遠方に居住していたり、住所不明であったりすることもある。また、当事者間に激しい感情の衝突があって、家庭裁判所への出頭が見込めなかったり、書面による承諾も得られなかったりするケースもある。

5. 遺産分割当事者の確定についての考察

5.1 共同相続人とは法定相続人のこと

ここでは、遺産分割の当事者について考察する。通常、遺産分割当事者は、民法第907条が規定する「①共同相続人(joint heirs)」(具体的相続分がなくても当事者となる)である。民法の定める「相続」とは、法定相続(statutory inheritance)のことである。従って、「共同相続人」とは法定相続による相続人を指している。共同相続人とは、相続が開始してから遺産分割協議が合意に達するまでの法定相続人(legal

heirs)のことを別の言葉で表現しているということである¹⁵⁾。彼らに対する相続財産の継承については、次の制度が用意されている。それは被相続人の自らの意思を表示した『遺言』による「遺産分割方法の指定(designation of heritage division method)」と「相続分の指定(designation of inheritance)」である。これは後述する「遺贈」と非常によく似た機能を果たすことになる。

未成年者(person not grown up)は、自ら遺産分割協議を成立させることはできないが、その法定代理人(legal representative)が代理することで遺産分割を行うことができる。また、その法定代理人自身が相続人となっている場合のように、未成年者と「利益相反(conflict of interest)」となってしまう場合には、未成年者について特別代理人を選任してもらい、当該特別代理人が未成年者の代理人となって遺産分割協議を成立させることができる。相続開始時に「胎児」(fetus)であっても相続能力が認められている。民法第886条で「胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす(fetus, for the inheritance, shall be deemed to have already been born)」と定めている¹⁶⁾。

5.2 相続人に準ずる当事者の存在確認

遺産分割当事者として、共同相続人の他に相続人に準ずる者(equivalent person)として、②割合的包括受遺者も、当事者となる。その根拠は、民法第990条では「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する」と定めているからである。また、③相続分の譲受人(assignee)も当事者に含まれる。民法第905条では「共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる」と定めている。さらに、④遺言執行者(testament executor)が指定さ

れているときは遺言執行者も分割に関与する。民法第1012条では「遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」と定めている。遺言執行者がいる場合に、その執行者の同意なく、相続人全員で遺言の内容と異なる遺産分割協議を成立させることができるかどうかは、争いがある。筆者は、遺言執行者に遺産分割協議に参加してもらい同意を得る必要があるという見解を支持する。なぜならば、遺言書の内容が客観的に見て（誰が考えても）極端に不公平なものであった場合に、それに同意しない相続人がいることが容易に予想できるからである。

5.3 その他の当事者

その他、表3に列挙した中の⑤相続債権者（inheritance creditors）や相続人債権者（creditors against heirs）も分割に参加できるという

学説がある。その他、法定相続人の代理として分割に参加する者として⑥共同相続人（制限行為能力者の場合）の親権者（parental guardian）や特別代理人（special agent）、⑦共同相続人（行方不明の場合）の不在者財産管理人がいる（前田陽一他、2017、p. 336）。

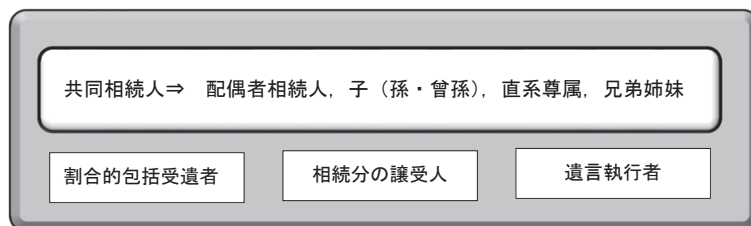
5.4 筆者の見解

一緒に暮らしている家族の中には法定相続人になれない人が存在する。例えば、内縁の夫・妻や子どもの妻（嫁）などである。この他、再婚した配偶者の連れ子（stepchildren）は、養子縁組（adoption）をしていなければ法律上の親子関係（legal parent-child relationship）がないため相続人にはなれないということである。相続人になれない人に財産を与える方法として「遺贈（bequest）」という制度が存在する。因みに、遺贈とは被相続人が『遺言』によって自

表3 遺産分割当事者の範囲

① 共同相続人（民法第907条） * 胎児は相続能力が認められる（民法第886条）
② 割合的包括受遺者（民法第990条）
③ 相続分の譲受人（民法第905条）
④ 遺言執行者（民法第1012条）
⑤ 相続債権者・相続人債権者（民法第260条）
⑥ 共同相続人（制限行為能力者の場合）の法定代理人
⑦ 共同相続人（行方不明の場合）の不在者財産管理人 * 家庭裁判所の許可を要する

* 前田陽一他、2017、p. 336を基に筆者作成



* 筆者作成

図5 遺産分割協議の参加者

らの財産を無償 (free of charge) で他人に与えることである。民法第964条で「遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分 (legally reserved portion) に関する規定に違反することができない」と規定している。

具体的には、相続権がない家族に対して、被相続人が「〇〇 (内縁の妻) に対して遺言者の所有する全財産の3分の1を遺贈する」という『遺言』を書いて遺贈を活用すれば自由に財産を渡すことができる。また、遺贈する相手は家族だけとは限らない。親しい友人やお世話になった人など、血のつながりや家族関係のない相手にも財産を与えることが可能である。さらに特定のボランティア団体などへの寄付なども認められている。

内縁の配偶者 (spouse of the inner edge) には、相続財産に関して利害関係をもつ第三者の「取引の安全 (transaction safety)」を害する (債権者を害する) ということで相続権がない。判例や通説においても一貫して相続権を否定しているところであるが、必ずしも絶対的な理由とは言えないのではないだろうか。なぜならば、一般に相続において取引の安全が常に重視されている訳ではないからである。例えば、非嫡出子 (illegitimate child) が被相続人の死後に現れることがある。また、被相続人が遺言で相続財産を処分していた場合、相続開始の時点で物権移転 (real rights transfer) の効果が生じるけれども、その財産が誰に処分されたのかは遺言の内容が明らかになるまでは第三者には分からないということもある。内縁の配偶者に相続権がないことは相続実務 (inheritance practices) においては確定していることであるが、法理論的には疑問が残るところである (内田貴, 2011, p. 334)。なぜならば、内縁を準婚 (quasi-marriage) として保護してきた理論に反するからである。配偶者の相続権だけを戸籍による形

式的な判断を強調するのは問題があると言える。

6. 包括遺贈についての考察

6.1 包括遺贈の長所としての財産構成の変化対応性

ここでは、包括遺贈の特徴について考察する。「包括受遺者」とは、どのような人のことを指すのだろうか。包括遺贈とは「全財産の3分の1を内縁の妻 (A) に相続させる」のように、与える財産の割合と相手を指定する遺贈のことである。この場合の財産を受け取る内縁の妻 (A) を包括受遺者と呼んでいる。『遺言』作成の時から時間が経過し、財産構成が変化しても対応しやすいが、権利だけでなく義務も課すことになる。

包括遺贈の長所は、財産構成の変化に対応できる点にある。遺贈者の財産は、遺言作成時から実際に亡くなるまでに変化する恐れがある。例えば、特定遺贈という方法で、(X) が『遺言書』に「□□□ (地番特定) にある家屋と土地を内縁の妻 (Y) に遺贈する」と書いたとする。その後、(X) が何らかの事情で家屋と土地を手放すことになったとすれば、遺言書の書き換えが必要になる。一方、包括遺贈ならば、財産構成 (property composition) が変化しても、遺言書の書き換えの必要はなく、常に一定の割合を特定の相手 (Y) に遺すことが可能になる。また、包括遺贈では受遺者に不動産取得税が課されない点もメリットである

6.2 包括遺贈の短所としての負債の継承

包括遺贈のデメリットは、包括受遺者が相続人と同様に権利だけでなく義務も負う点にある。つまり受遺者はプラスの財産 (資産) だけでなくマイナスの財産 (負債) も引き継ぐことになり、遺贈者 (被相続人) に借金があれば遺言の指定割合に応じて債務 (repayment obligation) を負うことになる。また、受遺者は相続人の遺

産分割協議に加わることになるが、協議が調わず相続争い (inheritance dispute) に巻き込まれる恐れもある。遺贈は放棄 (abandonment) することも可能であるが、包括遺贈の場合は効力が生じたことを知った時点から3か月が期限となっている。相続人と同様、遺贈の放棄や限定承認 (limited approval) することで債務の負担を免れることができるが、家庭裁判所 (family court) への正式な手続きが必要となる。仮に、何もしないで3ヶ月経過すると、単純承認 (simple approval) したものとみなされる。なお、包括遺贈の放棄は、特定遺贈の場合と同様に、遺言者の死亡後に行うことになる。

6.3 配偶者と一親等の血族以外は相続税額の2割加算

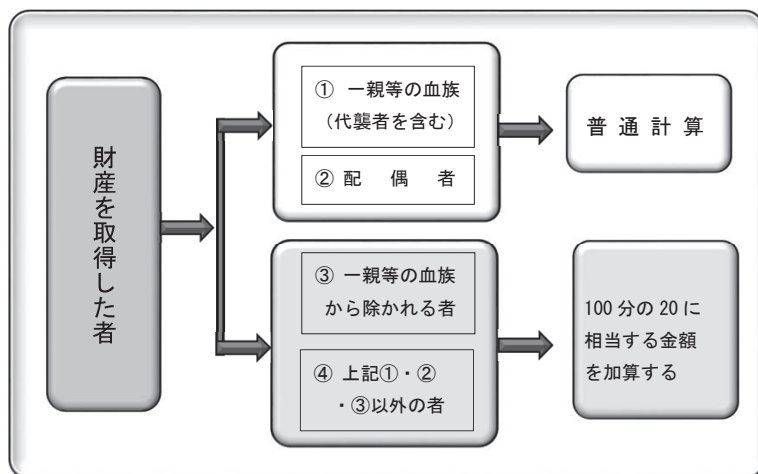
相続税については、「法定相続人の数」に受遺者はカウントされず、法定相続人だけのカウントとなるため、基礎控除額 (basic deduction) が小さくなる。また、相続税が発生する場合は、相続人・受遺者がそれぞれの財産の取得分に応じて相続税を負担することになるが、受遺者は法定相続人でないため、相続税は2割加算となる。

◆相続税法第18条 相続税額の加算

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族 (当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。) 及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその100分の20に相当する金額を加算した金額とする。(下線・傍点は筆者)

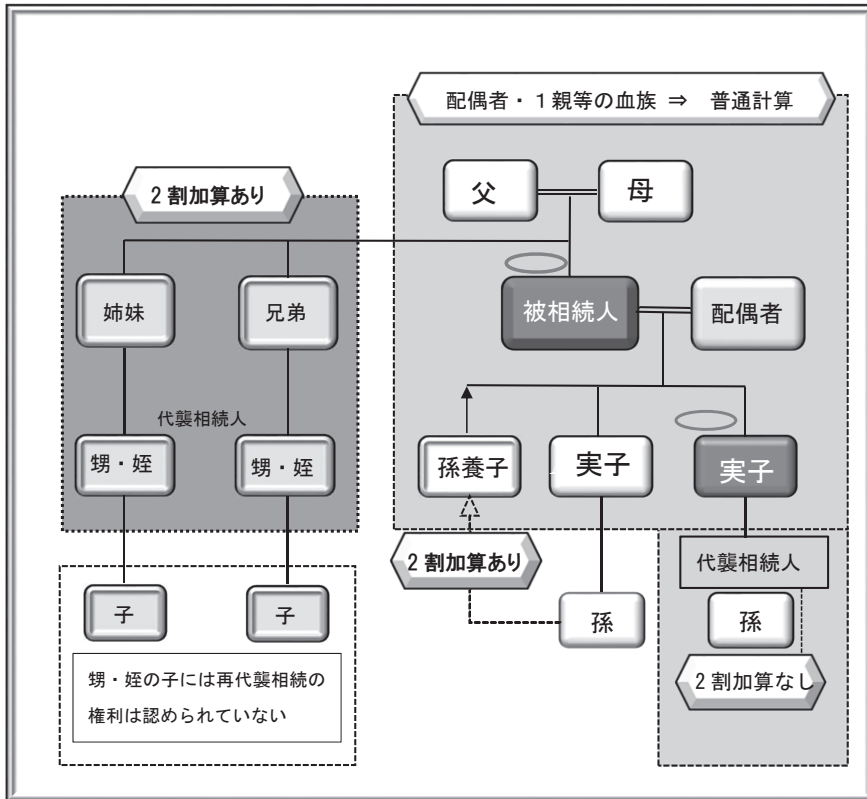
相続税額が2割加算となる者は、次の図6のとおりである。

図7に示したとおり、兄弟姉妹が相続人となる場合や、兄弟姉妹の代襲相続人となる甥・姪には、一親等ではないため2割加算がある。孫を養子とした「孫養子」の場合には相続税の2割加算があるが、代襲相続人としての孫には2割加算がないという矛盾があることを指摘しておく。



* 高橋一夫編, 2017, p. 179を基に筆者作成

図6 相続税額の2割加算の者



*高橋一夫編，2017，p. 179を基に筆者作成

図7 相続税額の2割加算の血族

6.4 筆者の見解

相続税が2割加算される趣旨は、孫が財産を取得すると相続税を1回免れることや、相続人でない人が財産を取得するのは「柵からポタ餅」で偶然性が高いことなどから、相続税の負担調整を図る目的で加算を行うものであるとされている。この相続税額の2割加算の制度(20% addition system)について、筆者は否定的見解を支持する。孫養子の場合に、2割加算があることには疑問がある。代襲相続とは、相続人となるべき子が親より先に死亡している場合、親の相続人は子に代わって孫となるというものであるが、2割加算はしない。そうであるならば、孫養子の場合も、同じ扱いにすべきという考え方も成立する。その他にも、図7に示したとおり、被相続人の兄弟姉妹や甥・姪が法定相続人

になる場合や第三者が遺贈された場合が考えられる(受遺者に相続税が課税される)が、公平な課税の観点から問題がある。「なぜ、2割加算するのか?」という問いに答えられないであろう。少なくとも、2割の根拠は見当たらないと考えられる。筆者は、理論的に考えて相続税額の2割加算というのは不合理であるため、将来的には廃止すべき制度であると考えている。

7. 特定遺贈についての考察

7.1 特定遺贈の長所としての負債の不継承

特定遺贈とは、例えば『遺言書』に「遺言者(X)の所有する〇〇銀行の定期預金(口座番号▽▽▽)を長男(A)の妻(B)に遺贈する」といったように、与える財産と相手を指定する遺贈のことである。特定遺贈の長所は、遺言で

指定されていない限り、受遺者は借金などのマイナスの財産を引き継がないことである。また、受遺者の取り分がすでに明確になっているので、遺産分割協議には参加しないが、包括遺贈と比べて相続人との間で争いになり難いと言える。特定遺贈も放棄が可能であるが、これには期限の定めはない。そのため、遺贈を受けたくないときには、遺言者が死亡した後、いつでも相続人や遺言執行者に対して遺贈を放棄する旨を通知すればよいことになっている。なお、遺贈の放棄は遺言者の死亡後に行うが、放棄の効力は遺言者の死亡時まで遡って発生する。

7.2 特定遺贈の短所としての財産構成変化への対応力の弱さ

他方、特定遺贈の短所は、財産構成 (property composition) の変化に弱い点にある。例えば遺言者 (X) が『遺言書』に「遺言者 (X) の所有する〇〇銀行の定期預金 (口座番号▽▽▽) を長男 (A) の妻 (B) に遺贈する」と遺言に書いたとする。ところが、実際に (X) が亡くなるまでに定期預金を解約してすべて使ってい

た場合、受遺者 (B) の取り分は零 (ゼロ) ということになる。この他、遺贈対象の財産が不動産の場合、特定遺贈では不動産取得税 (property acquisition tax) が発生する。

包括遺贈と特定遺贈の違いを整理すると、次の表4のようになる。

7.3 筆者の見解

包括遺贈では、相続人以外の者 (包括受遺者) も相続人とみなして、遺産分割をすることになっている。それゆえに、相続人と包括受遺者とで話し合いをして、自由な遺産分割をすることができる。しかし、特定遺贈の場合、受遺者 (相続人以外の他人) は、その財産をもらう権利だけを有する。そのため、「遺言書で指定されている A 財産ではなく、B 財産をもらう」とした場合に、問題が発生する。その場合は、いったん相続人が B 財産を継承し、その B 財産を他人である受遺者に贈与したとして、相続税と贈与税の両方の税金がかかる可能性が出てくるという見解があるが、筆者はこの考え方には賛成できない。理由は、二重課税に他ならな

表4 包括遺贈と特定遺贈の比較

	包括遺贈 (Comprehensive Gift)	特定遺贈 (Specific Gifts)
内 容	財産を特定しないで遺産の全部又は割合を指示して遺贈する方法	財産を特定したり種類によって指定したりして遺贈する方法
遺言書の例	「遺言者は遺言者の有する全財産の3分の1を孫 (A) に包括して遺贈する」	「遺言者は〇〇銀行の定期預金 (口座番号▽▽▽) を長男 (A) の妻 (B) に遺贈する」
受遺者の権利	遺贈の効果が生ずると同時に所有権が移転する (物権的効力説)	特定物の遺贈の場合は、遺贈の効果が生ずると同時に所有権が移転する (物権的効力説)
	包括受遺者は、すべての財産上の権利義務や法律的な地位を包括的にかつ当然に受遺分の割合に応じて取得する	不特定物の場合は、受遺者はその給付に対する債権的請求権を有する (債権的効力説)
受遺者の義務	相続財産の割合に応じて債務を負担する	債務は継承しない
遺産分割協議	相続人と同じ資格で参加する	参加しない
不動産の登記	不動産移転登記手続きが必要である	不動産移転登記手続きが必要である
遺贈の放棄	3か月以内であれば放棄できる (家庭裁判所への手続きが必要)	いつでも放棄できる (相続人等への意思表示)

* 梶村太市他, 2013, pp. 490-503の記述を参考にして筆者作成

いからである。

8. 当然相続主義と相続人の選択権の保障についての考察

8.1 民法で当然相続主義が採用されている理由

民法では、相続開始の瞬間、つまり被相続人の死亡の時から、その財産に属する一切の権利義務を当然にかつ包括的に相続人に継承されると言う建前を採用している（民法第896条本文）。これは「当然相続主義（naturally inheritance principle）」又は「包括継承主義」と呼ばれている考え方である。なぜこの当然相続主義が採用されているのだろうか。それは、財産の持ち主がいなくなる事態を回避するためである。財産の所有者が死亡することで、無主の財産（property without owner）が発生することを回避して、財産関係の帰属を明確にするためである¹⁷⁾。

8.2 相続人の選択権を保障する理由

相続人は、場合によっては（相続時点で確認できていない）マイナスの財産（負債）も引き継がなければならないという危険性も存在する。個人の意思（personal intention）とは無関係に、過大な債務を無制限（unlimited）に負わせることは、適切なこととは言えない。そのため、近代法の基本理念（basic philosophy）である「個人の意思の尊重（respect for the will of the individual）」を前提に考えれば、相続においても個人の選択の自由（freedom of choice）はできる限り尊重されるべきである。

他方、相続債権者（被相続人に貸付金がある者）から見ると、債務者（借入金がある者）が死亡してすべての債務が帳消し（cancellation）になるのでは、安心して取引をすることができない。そこで、相続人に相続の効果を受けるか拒絶するかの選択権（choice right）を認める

ことで、調整を図ることにした訳である¹⁸⁾。

8.3 相続人の選択権は3か月の熟慮期間内に行使

相続人が（3か月の「熟慮期間」内に）、①権利義務を全面的に継承するか（単純承認）、②相続財産（プラスの財産）の限度で債務（借入金の返済義務）を負担するか（限定承認）、それとも③全面的に相続的継承を拒絶して相続人とならない道を選ぶか（相続放棄）、を選択するという自由を認めた（梶村太市他、2013, pp. 429-430）。我が国では、限定承認や相続放棄を選択するときには、特別の手続きをとらなければ、無条件で被相続人の債務をも承継することになっている。

8.3.1 原則としての「単純承認」は意思表示不要

①「単純承認」とは、被相続人のプラスの財産もマイナスの財産もすべて引き継ぐことである。被相続人の権利義務を無条件かつ無制限に相続人が継承することをいう（民法第920条）。民法では、この単純承認を原則としており、特にその旨の意思表示は不要である。限定承認や相続放棄の場合だけ、家庭裁判所への「申述」という一定の方式を要求している。

8.3.2 相続人全員が共同して選択する「限定承認」

②「限定承認」とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して相続を承認する旨の意思表示である。この限定承認は、相続財産が債務超過（excess debt）かどうか不明の場合に有効な選択肢と言える。限定承認は、単純承認や相続放棄の場合と異なり、相続人全員が共同してしなければならない（民法第923条）。包括受遺者が存在する場合には、その包括受遺者も共同してする必要がある。

相続人の中に相続を放棄した者がいる場合に

はどうなるのだろうか。その場合には、放棄した者を除く他の相続人全員で限定承認することができる。ただし、相続人の中に相続財産を処分した者（民法第921条1号）がいれば、もはや限定承認できない（前田陽一他，2017，p. 263）。

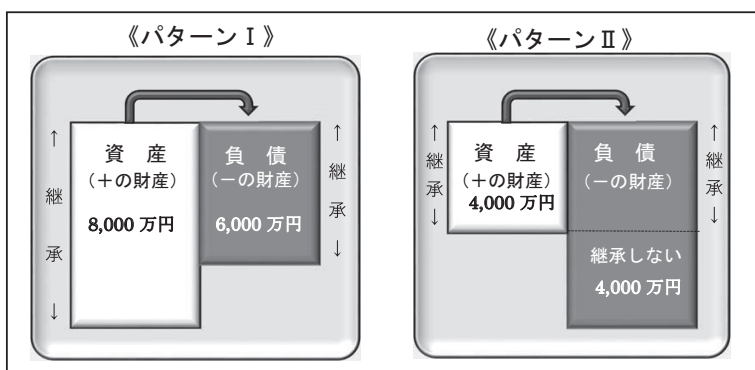
図8に示したとおり「限定承認」には、2つのパターンがある。パターンIは、資産が8,000万円で、負債が6,000万円である。この資産と負債を同時に継承する訳である。この場合、資産の8,000万円を超えない範囲の負債（借入金）が6,000万円あり、これを返済するため、2,000万円が手元に残ることになる。パターンIIは、資産が4,000万円で、負債が8,000万円である。パターンIと同様に資産と負債を同時に継承す

る訳である。限定承認では、資産の4,000万円を超える負債（借入金）が8,000万円あり、差額の4,000万円は継承しないことになる。

8.3.3 相続の効果が遡及的に消滅する「相続放棄」

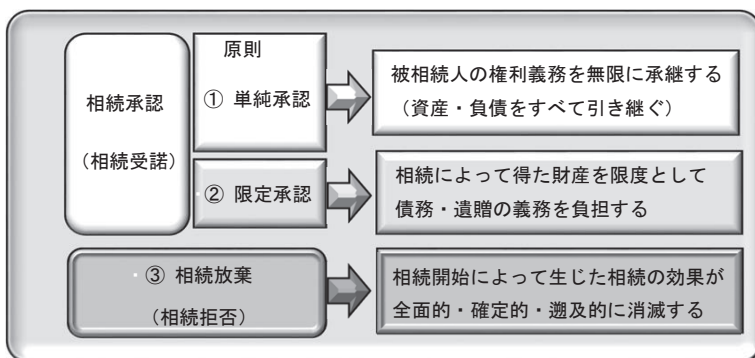
③「相続放棄（inheritance abandonment）」とは、相続開始によって一応生じた相続の効果を、全面的・確定的に消滅させる行為のことである。相続を放棄したならば、その相続人は、初めから相続人でなかったとみなされる。これを「放棄の遡及効（retroactive effect of abandonment）」と呼んでいるが、その相続人は一度も相続財産を取得しなかったことになる。

上述した単純承認、限定承認及び相続放棄の区分を示すと次の図9のようになる。



*筆者作成

図8 限定承認の2つのパターン



*高橋一夫編，2017，p. 31を基に筆者作成

図9 相続の承認と相続放棄の区分

8.4 限定承認の申し立て

限定承認をするには、相続人の全員が相続開始を知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てをしなければならず、しかも「相続人全員」の同意が必要である。相続放棄は相続人一人ひとりが自分の判断で申立できるが、限定承認は相続人のうち1人でも限定承認に反対の場合は申し立てることができない。限定承認を申し立てると相続人の中から管理者が家庭裁判所から選任され、その管理者は、まず相続債権者や受遺者に対して限定承認をした後5日以内に官報で「限定承認したこと、2か月以内に請求の申し出をするように」公告しなければならない。それから、既に分かっている債権者等には個別に知らせ、請求を主張してきた債権者に対して弁済等を行う。また、請求に対して支払いが出来ない場合、不動産を競売して現金化する必要がある。

8.5 相続放棄と相続分の譲渡の違い

相続放棄をすると、初めから相続人でなかったものとみなされる。その結果、不動産や預貯金などのプラスのだけでなく、借金などのマイナスの財産も承継しなくてよくなる。例えば、被相続人がプラスの財産を上回るほどの多額の借金を残した状態で死亡したような場合には、家庭裁判所に相続放棄の申し立てをするのが一般的である。これに対して、「相続分の譲渡」というのは、各共同相続人が遺産全体の上に持つ包括的持分または相続人の地位を譲渡することである。相続分の譲渡を受けた者は、たとえ相続と無関係の第三者であっても、譲渡を受けた相続分を持つ相続人として、相続財産を共有し、遺産分割協議に参加することができる。その結果、相続分の譲渡を受けた者を除外した遺産分割協議は無効となる。ただし、相続分の譲渡をしても借金などの債務については、対外的にその支払い義務から逃れることはできないため、

相続分の譲渡人が相続債権者から請求を受けた場合は、依然として債務の支払義務がある。

8.6 筆者の見解

限定承認の手続きが非常に煩雑なものであることは事実である。管理者にも責任が課されるので、限定承認を利用（選択）する者がいないのは当然である。相続人が限定承認をすると、被相続人が亡くなると同時にプラスの財産を適正価格で譲渡したとみなされ、被相続人（故人）が所得税の納税義務を負うことがある。筆者は、このことも限定承認が利用されない理由の一つであると考えている。つまり、相続人が被相続人の代わりに（相続開始を知った日の翌日から4か月以内に、所得税を申告（準確定申告）して納税しなければならなくなる。

9. 相続人の不存在と相続財産法人についての考察

9.1 相続人が存否不明の場合の相続財産の管理・清算

「相続人の存否（existence）が不明のときはどうするのか？」という問題がある。相続人の存否が分からないときには、誰かが相続財産を管理・清算（management liquidation）する必要がある。同時に、相続人を探索（search）することも必要となる。民法では、これらのための手続きを第951条から第959条に規定している。相続人が存在するかどうかは、通常は「戸籍（family register）」により明らかである場合が多い。しかし、戸籍上の相続人がいない場合であっても、なお相続人が存在しないかどうか探し出して、相続財産を管理清算することは必要なことである。以下、民法でどのようにその手続きを進めることにしているのかを考察する。

9.2 相続財産法人の成立と相続財産管理人

民法では、「相続人の存在が明らかでない」と

き (when the existence of the heir is not clear) (民法第951条) は、相続人を探索 (search) しながら、同時に相続財産を管理清算する手続きを進めることにしている。つまり、相続財産を「法人 (juridical person)」と擬制し (fictitious with a corporation)、家庭裁判所は利害関係人 (stakeholders) 又は検察官の請求によって、そこに「相続財産管理人 (heritage janitor)」を選任する (民法第952条)。相続人が出てくれば相続人に承継させる。相続財産法人 (heritage corporation) は、相続財産が無主状態になることを回避するための制度である。この制度は、相続財産管理人を置いて円滑に管理清算 (management liquidation) を進めるためのフィクションであると解されている (梶村太市他, 2013, p. 451)。法人の成立時期は、被相続人の死亡時 (= 相続開始時) となっており、法人 (corporate body) の設立のための行為も必要とされていない。「相続財産法人」は、一種の財団法人的な性格を有しており、その存在は家庭裁判所による管理人の選任によって顕在化 (manifestation) することになる。

相続財産管理人は、相続財産法人の代理人 (agent) であり、不在者の財産管理人と同じ権利義務を有する (民法第953条→27条~29条)。相続財産管理人には、委任 (mandate) に関する規定が準用され、相続財産法人または後に現れるかもしれない相続人のために管理・清算を

行う。また、相続財産管理人は、相続債権者や受遺者に対して財産状況報告義務を負う (民法第954条)。

最終的に、相続人が存在しないことが確定した場合には、「特別縁故者 (special relatives)」への相続財産の分与 (dispensing) を経て、残余は国庫 (national treasury) に帰属させることにしている (民法第958条の3, 第959条)。

「特別縁故者」とは、民法第958条の3によって次の表5のように規定されている。

特別縁故者が財産をもらい受けるためには、相続人搜索の公告の期間が満了して相続人がいないことが確定してから3か月以内に、縁故者自身が家庭裁判所に「相続財産分与の申し立て」を行う必要がある。特別縁故者として家庭裁判所に認定されれば、相続財産管理人から遺産が分け与えられる。すでに債権者や受遺者に遺産が配分されている場合は、その残りから特別縁故者に分け与えられることになる¹⁹⁾。特別縁故者に遺産を分け与えても、なお残る遺産がある場合は、国庫に納められる。

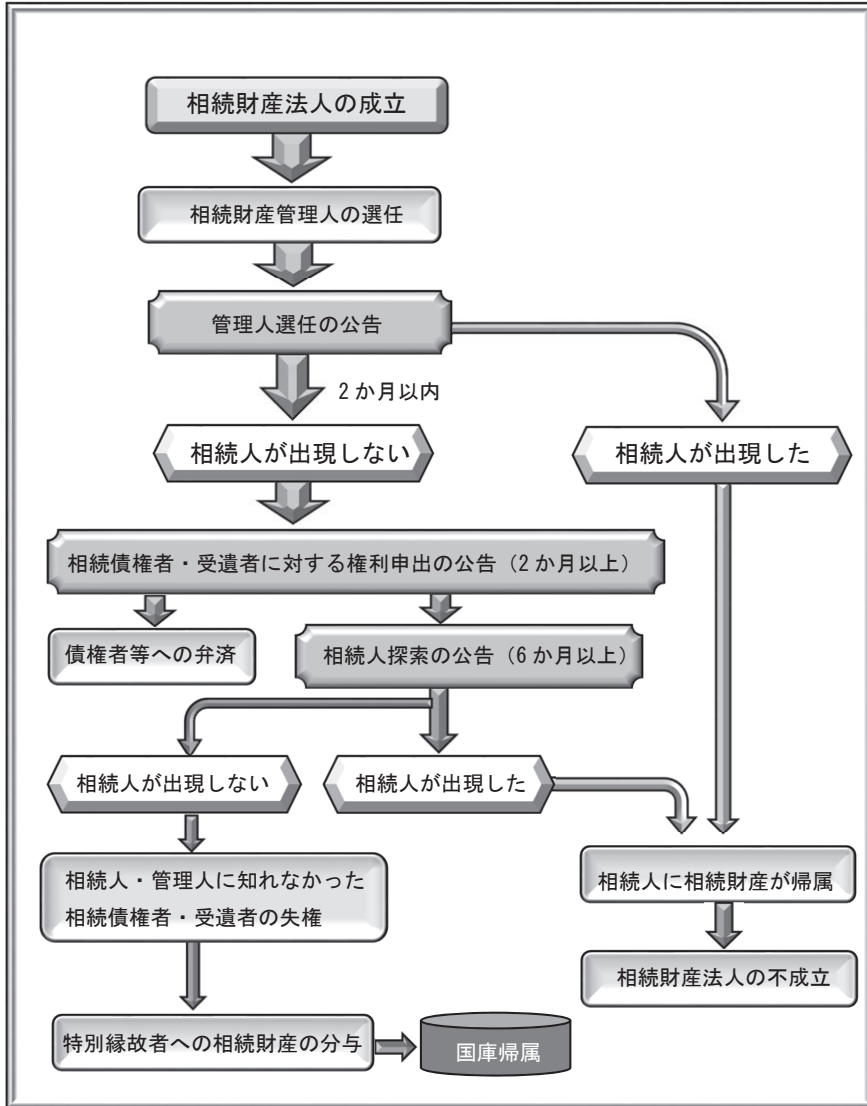
戸籍の上では相続人がいたとしても、全員が「排除 (exclusion)」されたり「相続放棄」したりする場合がある。その場合にも相続人の不存在の手続きは開始することになる²⁰⁾。

相続人存否不明の場合の手順を流れ図で示すと、次の図10のようになる。

表5 特別縁故者

① 被相続人 (故人) と生計を同じくしていた者
例えば、婚姻届けを出していない内縁の妻や夫、事実上の養子や養親が該当する。
② 被相続人の療養看護に努めた者
被相続人を献身的に看護したり介護したりした人が該当する。ただし、看護師や介護士など、職業として看護や介護を行っていた人は該当しない。
③ その他被相続人と特別の縁故があった者
①・②と同じくらい被相続人との間に密接な関係があった人で、その人に財産を分与することが被相続人の意思に合致するであろうと思われる人が該当する。

* 民法第958条の3を基に筆者作成



*前田陽一他, 2017, p. 359より引用

図10 相続人存否不明の場合の手順

9.3 筆者の見解

日本の現行民法の規定では、法定相続人の範囲が極めて狭く限定されているため、遺言がない場合には、誰も相続しない財産が多く発生するのではないかと推測できる。この根拠は、生涯独身である人も多く存在するということである。その数値データとして、50歳まで一度も結婚をしたことがない人の割合を示す「生涯未婚率」について、2015年の国勢調査の結果、男性

で23.37%、女性で14.06%であり過去最高を更新している。筆者は、安易な形で国庫帰属ということにならないように、親族の誰かに相続させてもよいのではないかと考えている。例えば、血の繋がりを重視するということを前提にして考えれば、伯父（叔父）・伯母（叔母）、甥・姪、従兄弟（従姉妹）などを探せば、血の繋がりのある者は必ず存在するのではないだろうか。このような親族を度外視して（「特別縁

故者」というような曖昧な概念を用いて) 赤の他人に財産を与える現行民法の規定は、国民の視点から見ると違和感を抱くのではないだろうか。

10. おわりに

本研究のテーマは、遺産分割当事者の確定についての考察であり、具体的には5つの項目について検討を加えてきた。相続の発生は、利害が衝突する場面であり、そこでは「誰が?」・「何を?」・「どれだけ?」相続するのかという三点が争点になる。その中で「誰が遺産を相続するのか?」ということが最も重要である。本研究は、その「誰が?」に焦点を当てて考察したところである。

そこには法定相続人以外の者が存在することがある。例えば、遺言によって遺産の一部を与えられた者(=受遺者)という配偶者でもなく血族でもない赤の他人が入ってくる。そこでは相続争いが発生し易くなる。相続争いが起きた場合には、家庭裁判所での調停ということが頭に浮かぶが、調停で決着しなかった場合、その後はどうなるのかという流れを整理した。また、誰も遺産を相続する者がいないということも現実には在り得る。その場合は、どのような手続きを経て誰が遺産を受け取ることになるのかを明らかにした。

以下、本研究で明らかになった5つの内容を整理しておく。

本研究では、第1番目の検討事項として、遺産分割当事者として相続人以外の存在について考察した。遺産分割協議に参加できる者として(共同相続人だけでなく)、「相続人に準ずる者として」、次の存在を確認することになる。まず、民法第990条の「①割合的包括受遺者」である。次に民法第905条の「②相続分の譲受人」である。そして、民法第1012条の「③遺言執行人」である。その他の当事者として、④共同相

続人が制限行為能力者の場合の親権者や特別代理人、⑤共同相続人が行方不明の場合の不在者財産管理人も当事者となる。また、⑥相続債権者や、⑦相続人債権者も分割協議に参加できるとする学説もある。

筆者は、現実の遺産分割において、家族的共同生活(family community life)を相続の根拠とするならば、(民法の規定を尊重するよりも)第一順位の法定相続人は、被相続人と「生計を一にしていた家族(family who had lived to living together)」に限定すべきという考え方も説得力があると考えている。被相続人と生計を一にしていた者は、例外なくすべて(被相続人とのような親族関係にあるかに拘わらず)、第一順位の法定相続人とすべきという見解も説得力をもつからである。しかし、本論で整理したとおり現行の相続法はこのような考え方を採用していないという現実がある。

第2番目の検討事項として、包括遺贈と特定遺贈の違いを考察した。包括遺贈では、相続人以外の包括受遺者も相続人とみなして、遺産分割をすることになっている。それゆえに、相続人と包括受遺者とで話し合いをして、自由な遺産分割をすることができることが分かった。しかし、特定遺贈の場合、受遺者(相続人以外の他人)は、その財産をもらう権利だけを有するため、一般的には遺産分割協議に参加する必要がない。しかし、「遺言書で指定されている財産ではなく、別の財産をもらう」とした場合に、問題が発生することが分かった。

第3番目の検討事項として、家庭裁判所での調停が不成立の場合、その後の遺産分割の終了までの流れを考察した。つまり、相続の争いが最終的にどのように決着するのかを検討した訳である。遺産分割協議が不調(不成立)に終わった場合に、家庭裁判所での「調停」ということになるが、調停で解決しなかった場合には、家庭裁判所は引き続き事件を「審判」手続に移

し、法律に従って裁判所としての判断を示すことが分かった。遺産分割審判では、相続人らによる主張と立証が尽くされ、審判官（裁判官）が審判を下し、「審判書」が作成されて遺産分割が終了するという流れになる。この家庭裁判所の審判に不服がある場合には、高等裁判所で「審理」することになり、最終的に高等裁判所の裁判官に決定してもらうことになる。遺産分割の流れは通常はここまでであり、最高裁判所で訴訟（裁判）を行うことはできない。

第4番目の検討事項として、相続を承認するかどうかの「熟慮期間」が、相続が開始したことを知った日から、3か月以内となっている（民法第924条）問題を考察した。相続人は、プラスの財産（資産）とマイナスの財産（負債）を十分に把握して熟慮した上で、相続を承認するのか、放棄するのかを決定する必要がある。

相続人は、3か月という短い期間で、相続人全員と話し合っ「財産目録（inventory of property）」を作成し、家庭裁判所に「限定承認申述書」を提出しなければならない。相続人が近隣に居住しているとは限らず、その安否や現住所を完全に確認するまでも数か月を要することがある。熟慮期間内に相続人が相続財産を調査できない場合に、家庭裁判所は、相続人などの利害関係人（stakeholders）または検察官（public prosecutor）の請求により熟慮期間を伸長することができる（民法第915条1項ただし書）。筆者は、この期間を例外的に伸長させることを認めるというのではなく、最初からもっと長期間、最低でも1年（12か月）の期間としておくべきという見解を示した。

第5番目の検討事項として、「相続人の存否が不明のときはどうするのか？」という問題について考察した。相続人を探索しながら、同時に相続財産を管理清算する手続きを進めることになっている。つまり、相続財産を「法人」と擬制し、家庭裁判所は利害関係人又は検察官の

請求によって、そこに「相続財産管理人」を選任し（民法第952条）、相続人が出てくれば相続人に承継させることになることが分かった。最終的に、相続人が存在しないことが確定した場合には、「特別縁故者」への相続財産の分与を経て、残余は国庫に帰属することが分かった（民法第958条の3、第959条）。筆者は、安易に国庫帰属ということにならないように、親族の誰かに相続させてもよいのではないかという見解を示した。なぜならば、血の繋がりのある伯父（叔父）・伯母（叔母）、甥・姪、従兄弟（従姉妹）などに財産を与えるという考え方も全面否定はできないからである。

注

- 1) 一般に相続の目的は、取引の安全を保障するという意味で「一般の権利安定（general rights stabilization）」にあると説明され、人の死亡による権利義務関係の断絶を回避することにあると理解されている。しかし、相続人には相続放棄の制度や限定承認の制度が認められおり、財産分離の制度もあることを考えれば、これを相続の本質的な根拠（essential basis）と見ることはできないだろう。
- 2) 最高裁判所が毎年刊行している「司法統計」によると遺族が遺産分割協議などで合意を得られず、家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件（調停や審判）も年々増加している。そこで「平成27年度司法統計年報 3 家事編」の中から家庭裁判所が取り扱った遺産分割事件を調べると、2015（平成27）年度に全国の家庭裁判所が扱った遺産分割事件は、12,615件あった。近年、件数は増加している。次に審理期間を見ると「1年以内」に70.3%が終結している一方で30%近くが長期化している。またその間に行われる審理の回数は、5回以下が61.7%、長期化した場合には、20回を超えるケースもある。
- 3) 例えば、現行の民法では、兄弟姉妹が相続人となる場合に、半血と全血の兄弟姉妹ではその相続分が異なるが、それは相続分が半分になる半血の兄弟姉妹の立場からみて納得できるのかという問題である。なぜならば、正義とは、自分と他人の立場を入れ替えても（誰が考えても）納得できるものである必要があるからである。
- 4) 公共の福祉とは、社会全体の利益（society as a whole benefits）と言い換えることができる。アメリカの独立宣言（declaration of independence）やフランスの人権宣言（declaration of Human Rights）では、自然法の思想に立脚して自由

- (freedom) と平等 (equality) は、それ自体が目的であるかのように言われているけれども、自由と平等とは、人類の福祉 (welfare of mankind) のために欠くことのできないものとして自然から与えられたものと理解しなければならない。
- 5) 公正証書遺言 (fair deed written testament) については、最寄りの公証人役場で、検索をすれば、全国の公証人役場を調べることができるが、自筆証書遺言 (written handwritten testamentary will) は、調査する方法がない。遺言書がある場合には、遺産分割の指定があるかどうかで、その後の対応が変わってくる。
 - 6) 裁判官は調停室には入らず、必要ときに調停委員から報告を受け、指示を出すという役割を担っている。家庭裁判所では、男性調停委員1名と女性調停委員1名の計2名の調停委員が話を聞いてくれることが多い。
 - 7) 遺産分割調停では裁判官と調停委員 (裁判所から選ばれた弁護士・医師など40歳以上の人) を相手に相続人が主張をする形態であるため、遺産分割協議で言えなかったことも話すことができる。因みに、他の相続人との顔合わせは最初と最後だけであり、一緒に話し合うことは行われない。
 - 8) 具体的には、自分の主張を法的にまとめた書面と、その内容を証明するための証拠を提出することになる。相手の主張に反論がある場合には、反論の書面とその内容を証明するための証拠を提出する。お互いがそれぞれの主張と立証を展開していくことにより、遺産分割審判の手続きがすすめられる訳である。
 - 9) 審判では、裁判官が当事者の主張内容と提出された証拠を考慮しながら、ケースに応じて最も妥当と考える方法で遺産分割方法を指定する。最終的に、誰の主張が採用されるかは分からず、裁判官自身 (the judge himself) が判断することもある。また、審判では法律 (民法) に従った分け方しかできないため、事案に応じた柔軟な解決方法 (flexible solution) を実現することは難しくなる。
 - 10) 遺産分割調停や審判手続きを利用する場合には、一般的には弁護士 (lawyer) に依頼することが多い。なぜならば、遺産分割審判は、法的に主張を整理して適切な証拠を提出しなければ、自分の主張を認めてもらうことができないからである。また、審判は、訴訟に類似した手続きであるため、素人が自分ですすめることは非常に難しいことだからである。特に、他の相続人 (対立する相続人) が弁護士をつけていて、自分が弁護士に依頼していないと、状況が不利になる恐れもある。
 - 11) 映画やドラマなどの影響で、「争続」といえば莫大な遺産を巡って大勢の相続人が泥沼の争いを繰り広げるといったイメージがある。しかし、現実には1千万円から5千万円以下の (少ない) 遺産の分割を巡って、3人前後の (少ない) 親族が争っていることが圧倒的に多い状況であることが分かる。
 - 12) 仲の良かった兄弟姉妹であっても、時が経つにつれてその兄弟姉妹同士が同じ家庭の中で過ごし
- た期間よりも、結婚後にそれぞれの家庭の一員として過ごした期間の方が長くなる。さらに、結婚によって配偶者という他人が入ってくるため、少しずつ価値観の違いが出てくる。父親が生前に相続について話していた遺産分割の方法は、(遺言がなければ) 守るべきことではなくなっていく。
- 13) 資産家であれば、弁護士などに相談することが多く、不動産以外にも預貯金や株、ゴルフ会員権などの分配可能な資産を多数持っているため、子供が2人いて1人が土地と家を引き継ぎ、もう1人には不動産価格に匹敵する財産を現金などで与えることで円満な分割することも可能である。
 - 14) 実際に調停が成立するのは、6割未満である (平成27年度)。遺産分割の当事者が、遠方に居住していたり、住所不明であったりすることもある。また、当事者間に激しい感情の衝突があって、家庭裁判所への出頭が見込めなかったり、書面による承諾も得られなかったりするケースもある。
 - 15) 法定相続人は、配偶者相続人 (; 配偶者は常に相続人となる)、第一順位の子 (孫・曾孫)、第二順位の直系尊属 (父母・祖父母)、第三順位の兄弟姉妹である。
 - 16) 胎児に法定代理人を付すことは認められていないため、胎児の出生を待ってから遺産分割協議を行うことになる。また、遺産分割協議は、弁護士などの第三者に委任をすることで代理人を立てることができる。
 - 17) つきあいが疎遠になると、互いに相手の真意が読み取れず、些細な事で誤解や衝突が生じ、疑心暗鬼に陥る。そうすると、ますます兄弟姉妹間のコミュニケーションが取り難くなっていく。このような時に相続が発生すると、骨肉の争いに発展することがある訳である。その他の原因として挙げられるのは、近年、国民の権利意識の高まりの中で自己の相続分の主張が当然と考えられるようになってきたことであろう。また書籍やインターネットにより相続に関する様々な情報が入手しやすくなってきたこともその背景にあることも事実である。
 - 18) これは相続人が無制限に被相続人 (故人) の権利義務を継承することを強制しないということであり、「相続する自由も相続しない自由もある (there is also freedom to inherit and freedom not to inherit)」という意味である。
 - 19) 相続財産管理人は、債権者、受遺者、特別縁故者に遺産を配分する過程で、必要に応じて不動産や株式を現金に換えることができるため、特別縁故者として認められても、遺産がそのままの形で手に入るとは限らない。
 - 20) 戸籍上で相続人の存在が確認できているが、その所在や行方が不明であることがある。所在不明 (whereabouts are unknown) や行方不明 (missing unknown) の場合は、民法951条の「相続人がいることが明らかでないとき」にはあたらない。その場合には、不在者の財産管理制度 (民法第25条以下) や失踪宣告制度 (民法第30条以下) によって、財産関係が処理される。

参 考 文 献

- 五十嵐清 (1976) 『比較民法学の諸問題』一粒社
- 石 弘光 (2009) 『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社
- 市川 深 (1997) 『相続税贈与税判例コンメンタール〔改訂版〕』税務経理協会
- 伊藤昌司 (2002) 『相続法』有斐閣
- 犬伏由子他 (2016) 『親族・相続法〔第2版〕』弘文堂
- 岩下忠吾 (2014) 『総説相続税・贈与税 第4版』財経詳報社
- 内田 貴 (2011) 『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』東京大学出版会
- 右山昌一郎他 (1998) 『相続法と相続税法』ぎょうせい
- 遠藤 浩 (1980) 「相続の根拠」谷口知平他編『現代家族法大系4 相続Ⅰ 相続の基礎』有斐閣, pp. 1-14.
- 大島俊之 (2000) 『民法Ⅱ〔債権・親族・相続〕(全訂版)』東京法経学院出版
- 大村敦志 (2017) 『新基本民法8 相続編』有斐閣
- 大村敦志 (2015) 『民法読解 親族編』有斐閣
- 大村敦志 (2014) 『新基本民法7 家族編』有斐閣
- 小田島良磨 (2015) 「相続開始後の事情への課税上の対応」『慶應法学』No. 33, pp. 97-133.
- 加藤一郎 (1997) 『民法における理論と利益衡量』有斐閣
- 梶村太市他 (2013) 『家族法実務講座』有斐閣
- 風間鶴寿 (1982) 『相続法論序説』法律文化社
- 金子 宏 (2015) 『租税法〔第20版〕』弘文堂
- 川井 健 (良永和隆補訂) (2015) 『民法概論5 親族・相続』有斐閣
- 木谷 忍 (1997) 「社会的決定における公平性とその理論的考察」『農業経済研究報告』29巻, pp. 1-12.
- 久米和夫・後藤次郎 (2012) 「相続税の課税根拠と課税方式」『四国大学紀要(A) 37』, pp. 119-126.
- 小池正明 (201) 『民法・税法による遺産分割の手続と相続税実務』税務研究会出版局
- 小林 晃 (1998) 『現代租税論の再検討』税務経理協会
- 佐々木暉 (2017) 「現代社会における相続の意義と役割に関する批判的論考」『社会科学研究68(2)』東京大学, pp. 25-46. 東京大学社会科学研究所
- 佐藤義彦他 (2012) 『民法Ⅴ・親族・相続』有斐閣
- 高橋一夫 (2017) 『平成29年版 図解相続税・贈与税』大蔵財務協会
- 武井正臣 (1980) 「民法の共同相続規定と相続の現実」谷口知平他編『現代家族法体系4 相続Ⅰ 相続の基礎』有斐閣, pp. 15-34.
- 田中章介・田中 将 (2014) 『相続と相続税・贈与税事例選集』清文社
- 谷口知平 (1991) 『家族法の研究(下) 相続法』信山社出版
- 床谷文雄・犬伏由子編 (2010) 『現代相続法』有斐閣
- 中川 淳 (1985) 『相続法逐条解説(上巻)』日本加除出版
- 日本税理士会連合会編 (2016) 『相続税法規通達集』中央経済社
- 平井亮輔編 (2014) 『正義—現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院
- 平田 厚 (2015) 『新しい相続法税の行方』金融財政事情研究会
- ピエール・ブルデュー, ジャン＝クロード・パスロン (1964), 戸田 清他訳 (1997) 『学生と文化遺産相続者たち』藤原書店
- ピエール・ブルデュー, ジャン＝クロード・パスロン (1970), 宮島 喬訳 (1992) 『再生産』藤原書店
- 前田陽一他 (2017) 『民法Ⅳ 親族・相続』有斐閣
- 増田英敏 (2014) 『リーガルマインド租税法〔第4版〕』成文堂
- 松沢 智 (1993) 『租税実体法の解釈と適用』中央経済社
- 松野民雄 (2016) 『民法概論 四訂版』嵯峨野書院
- 松原正明 (1994) 『判例先例相続法Ⅰ—遺産分割』日本加除出版
- 三木義一他 (2006) 『〔租税〕判例分析ファイルⅢ 相続税・消費税編』税務経理協会
- 水野忠恒 (2015) 『大系租税法』中央経済社
- 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』有斐閣
- 宮崎幹朗 (2000) 「遺産分割の前提問題としての具体的相続分の性質」『愛媛法学会雑誌 Vol. 27, No. 1』pp. 75-111.
- 宮原弘之 (2014) 『Q & A 民法と相続法の接点』大蔵財務協会
- 本山 敦・伊川正樹 (2017) 『新実務家のための税務相談 民法編』有斐閣
- 餅川正雄 (2017a) 「日本における相続税の課税方式に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第2号, pp. 63-85.
- 餅川正雄 (2017b) 「日本の相続法における土地の評価に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第3号, pp. 107-129.
- 餅川正雄 (2018a) 「日本の相続税法における代襲相続に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第4号, pp. 23-45.
- 餅川正雄 (2018b) 「日本の相続法における遺留分制度に関する研究」『広島経済大学研究論集』第41巻第1号, pp. 23-46.
- 柳 勝司編 (2016) 『家族法〔第3版〕』嵯峨野書院
- 我妻 榮 (1970) 『民法研究Ⅰ 私法一般』有斐閣
- 我妻 榮他 (2013) 『民法3 親族法・相続法第三版』勁草書房
- 我妻 榮 (2001) 『民法研究Ⅶ-2』有斐閣